

東大阪市 議会だより

No. 158

議会だより編集委員会

東大阪市荒本北1丁目1番1号

平成21年3月15日発行

電話06(4309)3294

FAX06(4309)3868

http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/gikai/



春がきたよ!

春夏秋冬

子どもたちの笑顔と春の暖かい日差しに梅の花たちもうれしそうです。

(枚岡梅林)



平成二十年第三回定例会を異例の十二月に招集

組織の機構改革案等四案件を否決

第3回定例会

— 12月16日～1月30日 —

今定例会の経過

平成二十年第三回定例会は通常九月に開催され、十二月十六日の開催となりました。

平成二十年第三回定例会は昨年十一月十六日に開かれ、四日間の会期延長を含め平成二十一年一月三十日までの四十六日間わたって開かれました。この定例会では、冒頭議長から市長のこれまでの対応についての反省と議会に対する真摯な対応を求め、議長として断腸の思いで議会の開会を宣告すると発言がありました。定例会前には市長から提出される案件等について議会との協議を行う会議が持たず、市長の一方的な告示により第三回定例会が招集されたことから十一月十八日の招集日当日に本会議を一旦休会し、案件や会期の協議を行うなど異例な議会運営を余儀なくされました。市長からは義務教育施設の耐震診断経費等平成二十年度の各会計の補正予算や定例会を招集せず市長が行った専決処分等の報告議案等九十一案件が提案され審議を行いました。予定されていた八日からの本会議が遅れ、議長発言(八面に掲載)により十四日に再開し、十八日までの三日間、代表、個人合わせて十五名の議員が質疑、質問を行いました。最終日には議案を議決しましたが組織機構改革を図る条例改正案と市立総合体育館や特定公園施設等の指定管理者にかかる議案は否決となりました。なお、「議会の審議権と不適切な行政運営に関する調査特別委員会」を設置しました。

今定例会の経過

平成二十年第三回定例会は通常九月に開催され、十二月十六日の開催となりました。

軽視したことにつながり民主主義の根幹を揺るがす重大な問題であります。しかも、野田市長は今定例会を十二月十六日とする招集告示を一方的に強行しました。市長が議会を招集した限り議会を開催しなければならぬことから、本会議の開会を宣告した後、議長より野田市長に対しこれまでの不誠実な対応への反省と今後の議会に対する真摯な対応を求め、一旦本会議を休会し、会期や日程などを調整するという異例な議会運営となりました。

その後十二月十八日から年内に議決しなければ市民生活に影響を及ぼす緊急

今定例会は一月十四日には副議長の辞職許可を行い、その後各派代表質問の一部、一月十五日は各派代表質問の続きを、一月十六日は個人質問を行いました。また一月三十日の最終日には議案の議決を行い、本市の組織機構改革を図る条例改正と東大阪市立総合体育館や特定公園施設などの指定管理者を指定する議案は賛成少数(二面討論参照)で否決となりました。

議会の審議権と不適切な行政運営に関する調査特別委員会を設置

本特別委員会は公明党、真正議員団、共産党、リベラル東大阪、さわやかな風、さきがけの議員三十七名から提案され、賛成多数で設置されました。公共下水道整備事業において昨年当初予算で説明した計画と違う約十五億円にも上る工事を議会に報告もせず公告していたこと、また市立総合体育館等の指定管理者の公募に昨年応募した市公園協会を参加させず、非公募とした花園中央公園

の議案を先議案件として各常任委員会で審議し、十二月二十四日の本会議で議決しました。一月八日からは各派代表質問と個人質問を予定していましたが、野田市長のたび重なる議会への調整不足から本会議を開会できませんでした。しかし、一月十四日には冒頭の議長発言(要旨を八面に掲載)により再開しましたが、委員会審査は理事者側の答弁調整や資料作成等に時間を要したため四日間の会期延長を行い、一月三十日に閉会しました。

- | | |
|------|-----------|
| 委員長 | 江田輝樹 |
| 副委員長 | 河野啓一 |
| 委員 | 岡修一郎 秋月秀夫 |
| | 笹谷勇介 天野高夫 |
| | 富山勝成 内海公仁 |
| | 飯田芳春 川光英士 |
| | 田中康升 大野一博 |